

計算機利用の経費負担に関する細則

第1条

この細則は、総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）を利用する者の利用経費について定める。

第2条

利用者は、次項に定める利用区分の別に、第3項に定める利用経費を負担するものとし、歳出予算の振替措置により行うものとする。

2 利用区分及び利用者

(1) 一般研究 本学職員が研究を行う場合及び本学学生が指導教員の承認を得て卒業論文又は学位（博士・修士）

論文の作成のため研究を行う場合

(2) 教育実習 本学学生が指導教員の承認を得て計算機実習を行う場合

(3) 事務利用 本学職員が事務処理を行う場合

(4) 受託研究及び共同研究 本学職員と受託研究及び共同研究を行う場合

(5) センター業務 センター職員、実習室責任者その他センター業務に直接関係する本学職員がセンター業務を行う場合

3 計算機等の利用料金

(1) 教育用利用料金

・プリント料金 100円／50枚（印刷可能枚数に上限設定）

・ファイルサーバ使用料 無料（ただし、上限100MB、1講義につき1人1アカウントに限る）

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

(2) 一般用（上記（1）以外）利用料金

・ファイルサーバ使用料 上限 1G 無料（1人1アカウントに限る）

上限 10GB 10,000円／人・課題／年

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

附 則

この細則は、平成6年7月11日から施行する。

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成20年3月19日から施行する。